

平成26年3月31日策定

平成29年4月4日修正

令和5年4月21日修正

令和7年4月1日修正

1. いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定めるものである。しかしながら、本校は知的障害のある幼児児童生徒を対象とした特別支援学校である。本校において「いじめ」（「2 いじめの定義」を参照）と称される行為は、知的障害や文部科学省で用いる用語としての発達障害の要因を排除して論じることができない。その意味でそれらの行為はすべて幼児児童生徒にとっての教育的課題と捉えられる。以下に記される「いじめの防止等」の対応は、すべて上記の「教育的課題」として捉えることを念頭に行わなければならない。

2. いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、法第2条を踏まえ、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、幼児児童生徒に対して、当該幼児児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該幼児児童生徒と一定の人的関係にある他の幼児児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった幼児児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ☐ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ☐ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ☐ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ☐ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ☐ 金品をたかられる
- ☐ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ☐ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ☐ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、幼児児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者（保護者）、加害者（保護者）の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることも必要である。

3. いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の幼児児童生徒の実態や教育的指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員および関係者の認識の共有と徹底を図る。

1) いじめの問題への認識

- (1) いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、幼児児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。
- (2) いじめは、全ての幼児児童生徒に関係する問題である。

2) いじめの問題への指導方針

- (1) いじめは絶対に許されないとの毅然とした態度で、いじめられている幼児児童生徒の立場に立って指導する。
- (2) 全ての幼児児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた幼児児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、幼児児童生徒が十分理解できるように指導する。
- (3) いじめの問題への対応は、教職員の幼児児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であり、幼児児童生徒一人一人の個性に応じた指導の徹底や幼児児童生徒自らいじめをなくそうとする態度を身につけるなど望ましい集団づくりとあわせて指導する。
- (4) なお、これらの方針は前述したように、幼児児童生徒の知的障害や対人関係およびコミュニケーションの障害が背景要因である可能性に十分配慮したうえでいじめの問題が生起した状況について把握するとともに、このような行為がそれぞれの幼児児童生徒の「教育課題」であるとの認識を基礎とし、対応を行われなければならない。被害者（及びその保護者）、加害者（及びその保護者）、当該学級、学部などの幼児児童生徒（及びその保護者）との連携の中で、上記の方針に沿っての指導がなされなければならない。

3) いじめの問題への対応

- (1) いじめの防止については、全ての幼児児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。
- (2) いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって対応する。
- (3) 家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

4. 実施体制

いじめの問題に取り組むにあたり教職員は、平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。

いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うため、校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

この委員会の構成、役割及び組織は、この基本方針に基づき適切に改訂する。

5. 「いじめ防止対策委員会」の組織

「いじめ防止対策委員会」は当面の間、本校の運営委員会がその役割を担う。ただし、必要に応じて関係する教職員を加え、協議する。

6. いじめの防止等に係る具体的な対応

「いじめ防止対策委員会」は、次の各項について全教職員と連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

- (1) いじめ防止等に係る教育相談体制及び幼児児童生徒指導体制の構築

- (2) いじめ防止等に係る校内研修計画の策定
- (3) いじめ防止等に係る関係機関連携
- (4) いじめの防止及びいじめの早期発見を目的とする年間計画
- (5) いじめの防止及びいじめの早期発見に係る幼児児童生徒及び保護者への啓発・広報
- (6) いじめ防止等に係る相談窓口の設置・広報
- (7) いじめが発生した場合の対応プログラムの想定
- (8) 重大な事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- (9) 必要に応じた外部専門家の招聘

7. いじめ問題・重大事態発生の際のプロジェクトチーム

いじめ問題や重大事態が発生した場合、「いじめ防止対策委員会」は対応するプロジェクトチームを編成し、その対応にあたる。プロジェクトチームは以下のメンバーで構成するが、必要に応じて関係する教職員を加えることができるものとする。

プロジェクトチームのメンバー

- ・校長
- ・副校長
- ・当該学部主任
- ・当該学部以外の主任1名
- ・当該学級担任
- ・養護教諭
- ・相談部主任
- ・生徒指導主事（日常生活）

8. 重大事態への対応

いじめの中には、幼児児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、「いじめ防止対策委員会」を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する幼児児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（幼児児童生徒が自殺を企図した場合 等）
- (2) いじめにより当該学校に在籍する幼児児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）

2) 具体的な対応

発生事案について、「いじめ防止対策委員会」において重大事態と判断した場合は、附属学校運営部長に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた幼児児童生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

(1) 問題解決への対応

- ① 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- ② 重大事態対応プロジェクトチーム編成

- ③ 関係保護者、附属学校運営部及び警察等関係機関との連携
- ④ P T A役員及び同窓会等との連携
- ⑤ 関係幼児児童生徒への指導
- ⑥ 関係保護者への対応
- ⑦ 全校の幼児児童生徒への指導

(2) 説明責任の実行

- ①いじめを受けた幼児児童生徒及びその保護者に対する情報の提供
- ②全校保護者への対応
- ③マスコミへの対応

(3) 再発防止への取組み

- ① 附属学校運営部との連携のもとでの外部有識者の招聘
- ② 問題の背景・課題の整理、教訓化
- ③ 取組の見直し、改善策の検討・策定
- ④ 改善策の実施

9. 取組の検証と実施計画等の見直しについて

- (1) 「いじめ防止対策委員会」において、定期的にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」において、必要に応じアンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校幼児児童生徒数などいじめ防止等に係る具体的な数値を基に、年度間の取り組みを検証し、次年度の年間計画を策定する。

いじめ防止のための年間計画

附属特別支援学校

月	いじめ防止に係る取組						早期発見・支援	
	学習活動・行事等					教職員の取組	アンケート・支援等	保護者対応等
	学校行事等	幼稚部	小学部	中学部	高等部			
4	前期始業式 入学式	対面式	歓迎遠足	歓迎遠足	歓迎会	学校経営計画の策定		PTA理事会 PTA総会
5	春のレクリエーション大会	動物園遠足	小金井小学校との交流 ①		事業所見学(2年) 修学旅行(3年) 事前宿泊(1・2年) 林間学校(1・2年)	学部・学級経営計画の 策定 前期個別教育計画の 策定		家庭訪問
6			絵本集会 がっこうへ泊まろう(空 組・海組) 自由学園との交流①	事前宿泊 自然教室	現場実習			全校授業参観
7			七夕集会		作業所見学(1年) 校外学習	個別教育計画に関する 面談		個別面談 PTA理事会
8	夕涼み会				販売会			
9	音楽教室 教育実習		鎌倉へGO(海組)		球技大会 グループホーム見学(2・3年)			
10	前期終業式 若竹まつり 後期始業式	交流運動会 山登り遠足	秋の遠足 小金井小学校との交流 ②	関東探検(1・2年) 修学旅行(3年) 総合学習発表会		いじめ防止研修 後期個別教育計画の 策定		PTA理事会 個別面談
11			小金井小学校との交流 ③ おみせをひらこう 自由学園との交流②	校内実習 販売会	現場実習		保護者アンケート	
12		お楽しみ会	連合運動会		販売会			PTA理事会
1	ニューイヤーコンサート				書道教室			
2	教育実習 学習発表会				一日大学生(2年)	学部・学級経営計画反省 学校経営計画の反省		PTA理事会
3	卒業式 修了式	お別れ遠足 お別れ会	お別れ遠足 6年生を送る会	お別れ遠足	校外学習 3年生を送る会			
通年	コミュニケーション支援 生活支援 *「自立活動」 2 心理的な安定 3 人間関係の形成 6 コミュニケーション	朝の集まり 自由遊び 地域の保育園との交流	朝の会・帰りの会 でかけよう	ホームルーム 学級 くらし(生活知識) 委員会	ホームルーム 学級 くらし(生活知識) 進路 委員会	学部会での共有 コーディネーター会議での共有 運営委員会(いじめ防 止対策委員会)での共有 教員会議での共有		連絡帳での情報共有 登下校時における保護 者との情報共有 各学部保護者会(月1 回) 個別面談(随時)